標柱九十四号から一二度五六分二五秒
三六・三九六メートルの地点　九十五号
標柱九十五号から九一度五三分〇六秒
一一四・〇一六メートルの地点　九十六号
標柱九十六号から八度三九分四〇秒
二六七・三五九メートルの地点　九十七号

○国土交通省告示第三百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大横沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡松川町大島二七五〇番二三一地内四等三角点西山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二九〇度〇〇分二一秒
四五〇・五五八メートルの地点　一号
標柱一号から一二六度四八分四六秒
五五・五八〇メートルの地点　二号
標柱二号から一七八度五七分一一秒
三一・二六九メートルの地点　三号
標柱三号から一八六度二四分五〇秒
八・七八六メートルの地点　四号
標柱四号から一九五度一二分二二秒
四・五四八メートルの地点　五号
標柱五号から二〇九度四九分三七秒
一〇・七五七メートルの地点　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中田切川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県上伊那郡飯島町田切六八二番二内四等三角点田切を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線、標柱二十二号と二十三号を平成十三年国土交通省告示第五十二号で指定した同号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十三号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇八度〇三分五六秒
三三六・五三七メートルの地点　一号
標柱一号から二六九度四八分一四秒
五七・六三六メートルの地点　二号
標柱二号から二八五度一三分五五秒
七七・一〇五メートルの地点　三号
標柱三号から二八八度三九分〇四秒
三一・二三四メートルの地点　四号
標柱四号から二八四度五三分四三秒
五四・七六八メートルの地点　五号
標柱五号から二八四度一九分一五秒
三七・八一二メートルの地点　六号
標柱六号から二七六度五八分〇八秒
七四・二五一メートルの地点　七号
標柱七号から二八四度三〇分五八秒
六四・五九五メートルの地点　八号
標柱八号から二七九度〇六分〇七秒
六六・〇四一メートルの地点　九号
標柱九号から二九六度五四分二五秒
六四・六五八メートルの地点　十号
標柱十号から三〇七度二三分一〇秒
四〇・四八〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から二九七度二五分四九秒
四〇・〇一一メートルの地点　十二号
標柱十二号から三〇〇度二七分五五秒
一〇〇・〇六二メートルの地点　十三号
標柱十三号から二八三度四三分五八秒
一〇三・四五八メートルの地点　十四号
標柱十四号から二八一度二三分三〇秒
七四・七八二メートルの地点　十五号
標柱十五号から三〇六度三八分一九秒
四〇・五三六メートルの地点　十六号
標柱十六号から三〇四度五二分三四秒
八一・九六一メートルの地点　十七号
標柱十七号から二九一度三一分四六秒
九二・九二七メートルの地点　十八号
標柱十八号から二七七度五九分二八秒
一〇七・六三二メートルの地点　十九号
標柱十九号から二五九度四四分一九秒
六一・四八二メートルの地点　二十号
標柱二十号から三二六度二三分五五秒
三四・〇八七メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二七二度四六分五五秒
七五・六二七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三五三度〇八分二六秒
一〇三・一七〇メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から八五度三六分三〇秒
一〇九・二四九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から九八度五九分一一秒
二九〇・一九九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一一五度二二分五七秒
四八二・五三六メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一四五度一五分一七秒
八九・八四四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一二九度〇一分二三秒
三八・五九三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一二一度一九分〇三秒
一九・二三二メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一一三度五六分四二秒
一九・〇四二メートルの地点　三十号
標柱三十号から九〇度五一分四五秒
一九・一八六メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一〇六度二三分〇七秒
一八・八五四メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から七三度四〇分五四秒
一四・三四八メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から九七度二三分二五秒
六・〇〇〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一〇二度〇四分二八秒
二〇・〇六六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一一〇度〇四分二三秒
二一・五三三メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から九六度五六分一一秒
二二・一三三メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から九四度二三分〇八秒
二一・三九〇メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一〇六度二九分五二秒
五九・六一〇メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から九八度四三分五四秒
八四・五一六メートルの地点　四十号
標柱四十号から九四度一八分三六秒
三八・四一六メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から九九度五七分三九秒
三七・七四〇メートルの地点　四十二号

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年三月十三日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

地図及び簿冊	測量及び調査を行った者の名称
北海道	
北海道雨竜郡幌加内町字親和及び平和の各一部（中山間地域総合整備事業　幌加内南地区）確定測量図及び換地計画書	北海道
鳥取市	
鳥取県鳥取市河原町小倉の一部（非補助土地改良事業　小倉地区　第1工区）確定測量図及び換地計画書 鳥取県鳥取市河原町小倉の一部（非補助土地改良事業　小倉地区　第2工区）確定測量図及び換地計画書	鳥取市
岡山県	
岡山県赤磐市穂崎の一部（経営体育成基盤整備事業　穂崎地区）確定測量図及び換地計画書	岡山県
赤磐市	
岡山県赤磐市穂崎及び馬屋の各一部（元気な地域づくり交付金事業　穂崎西地区）確定測量図及び換地計画書	赤磐市
岡山県岡山市北区上高田及び下高田の各一部（基盤整備促進事業　上高田地区）確定測量図及び換地計画書	足守土地改良区